

第65回 地方分権改革有識者会議  
第185回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

---

開催日時：令和8年2月2日（月）13：59～15：15

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長（司会）、高橋滋座長代理、足立泰美議員、伊藤正次議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、西脇隆俊議員、美浦喜明議員、三木正夫議員、村木美貴議員

〔提案募集検討専門部会〕大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、宇野二郎構成員、高橋滋構成員（勢一智子部会長代理、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕松田浩樹内閣府審議官、稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：（1）令和8年の提案募集方式の実施について  
（2）その他

---

1 冒頭、松田内閣府審議官から以下の趣旨の挨拶があった。

（松田内閣府審議官）昨年11月の本会議で御了承いただいた令和7年の地方からの提案等に関する対応方針については、昨年12月の地方分権改革推進本部及び閣議において決定することができた。この場を借りて、皆様の御尽力に感謝を申し上げたい。

また、この対応方針に基づき、現在、第16次地方分権一括法案の準備作業を鋭意進めており、この法案の早期成立も含めて、引き続き地方の声を踏まえた地方分権改革の推進に全力で取り組んでいきたい。

本日の会議では、令和8年の提案募集の実施について御議論いただく予定である。今回の提案募集では、昨今の地方制度をめぐる情勢あるいは高市政権が打ち出している強い経済の実現に向けた地域経済活性化の観点などを踏まえ、3つの重点募集テーマを設定し、地域が直面する喫緊の課題にしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

2 次に、市川座長から議員就任について説明があった後、議題（1）「令和8年の提案募集方式の実施について」に関して、平沢内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（市川座長）初めに、昨年11月に議員に御就任いただいた美浦喜明議員から御挨拶をいただければと思う。

（美浦議員）福岡県水巻町の町長の美浦である。

全国町村会において、行政委員長を務めている。このたびから参加させていただくので、よろしく願い申し上げます。

（市川座長）続いて、湯崎英彦前広島県知事が本会議の議員を辞任され、後任として西脇隆俊京都府知事に御就任いただいている。それでは、西脇議員から御挨拶をいただければと思う。

(西脇議員) 京都府知事の西脇である。昨年11月28日に退任された広島県の湯崎知事の後任として、全国知事会の地方分権推進特別委員会の委員長を務めている。今回から本会議に参加するので、よろしくお願い申し上げます。

(市川座長) それでは、本日の議事に入る。まず、議事(1)の「令和8年の提案募集方式の実施について」、事務局から御説明いただく。

(平沢参事官) 議事(1)「令和8年の提案募集方式の実施について」、資料1及び資料2を用いて説明させていただきます。

資料1、令和8年のスケジュールから説明する。

本年も、昨年とおおむね同様のスケジュールとさせていただきたい。具体的な流れとして、本日、この会議で御了承いただいたら、事前相談・本提案受付を開始し、3月27日まで事前相談を受け付け、4月21日まで本提案を受け付けたいと考えている。本提案の締切り後は、提案実現の後押しとなる追加共同提案の意向照会や、類似の支障を有する他制度の照会を行いたい。

その後、6月上旬に、本会議で重点事項を決定していただき、7月上旬から8月上旬にかけて、提案募集検討専門部会において関係府省庁からの第1次ヒアリングと地方三団体からのヒアリングをお願いする。8月上旬には、関係府省庁からの第1次回答やヒアリングの状況等を本会議に報告する。

その後、再検討要請期間を活用して、提案の実現に向け関係府省庁で調査等を行いつつ、検討を進めていただき、9月中下旬に専門部会にて関係府省庁からの第2次ヒアリングをお願いしたい。

第2次ヒアリングの後、当室にて関係府省庁と詰めの協議を行い、11月中下旬の合同会議にて対応方針案を御了承いただいた後、12月中下旬に閣議決定という流れで考えている。

続いて、重点募集テーマについて説明する。資料2を御覧いただきたい。

昨年の重点募集テーマについては、「デジタル化」と「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」の2つのテーマであった。

令和8年の重点募集テーマについては、人口減少や人手不足の深刻化に伴い、住民サービスの維持・向上を図るため、地域や自治体の持続可能性の確保が喫緊の課題となっており、地方分権改革においても最優先でその解決に取り組むべきという問題意識から、令和7年のテーマの内容も継続しつつ、「事務処理方法の見直し」「デジタル化」「地域におけるサービスの維持・向上等」の3点を重点募集テーマとして設定したい。

テーマ①の「事務処理方法の見直し」について説明する。

国・地方を通じた行政サービスの提供の在り方全体を効率化し、自治体が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務の廃止や、国・地方・民間の各主体間の連携や、広域化などを進める提案を重点的に募集したい。これは、先月発足した第34次地方制度調査会において今後議論される予定の国・都道府県・市町村間の役割分担にも関わる内容である。

テーマに関する提案の具体的なイメージを自治体に持っていただくため、本年も提案の視点の例を整理して記載している。

まず、(1)に記載の「事務負担の軽減のための事務の廃止を求めるもの」である。個別の事務について合理化・効率化を図ることにより、事務自体の廃止を求める提案である。

次に、(2)に記載の「国・地方間の連携や自治体間の連携の推進に資するもの」である。単独の自治体内では専門性が不足する事務などについて、国との連携や自治体間の連携を推進することにより課題の解決を図る

といった事務である。

最後に、(3)に記載の「事務処理の広域化や法人への委託等による外部化を求めるもの」である。例えば定型的な事務や共通的な事務などを広域単位の都道府県・国で実施することや、ノウハウの蓄積が求められる事務等を法人への委託等により実施可能とすることなどを求める提案である。

テーマ②の「デジタル化」について説明する。

昨年も多くの提案をいただいたが、自治体業務の効率化や住民サービスの向上に特に効果が期待されることから、引き続き重点募集テーマとしたい。

提案の視点の例として、まず、(1)に記載の「行政手続のオンライン化に必要なシステム等の環境整備を求めるもの」である。具体的には①自治体のオンライン化について国が整備した共通システム等の活用を求めるもの、②オンライン上で添付書類の提出や手数料納付を可能とすることで、一連の手続がデジタルで完結することを求めるものを挙げている。

次に、(2)に記載の「行政手続のオンライン化にあわせて、手続の廃止・効率化を求めるもの」である。これは、テーマ①の「事務処理方法の見直し」の(1)で説明した事務を廃止するという点で重複該当する提案もあると思われるが、具体的には①に記載した行政機関間の情報連携等を活用することにより、添付書類の省略や審査に係る負担の軽減を求めるものや、②に記載のオンライン化に合わせて経由事務を廃止することを求めるものが挙げられる。

また、(3)に「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、業務・システムの共通化を求めるもの」を挙げている。この項目に当たる提案の実現に当たっては、引き続きデジタル行財政改革会議事務局と必要な連携を取ることとしている。

テーマ③の「地域におけるサービスの維持・向上等」について説明する。

人口減少下において行政サービスの維持・向上が困難となっている現状を踏まえ、地域のサービスの維持・向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図るため、基準等の見直しを進めていくことが引き続き重要と考えており、活力・魅力のある地域の創出に向け、喫緊の課題となっている地域経済の活性化に資する提案についても重点的に募集したい。

提案の視点の例として、まず(1)に記載の「サービスの維持が困難な地域等における基準・手続の緩和等を求めるもの」である。具体的には①人員基準、資格要件の緩和に関するもの、②施設運営基準の緩和に関するもの、5ページ目、③その他基準・手続の緩和に関するものを挙げている。

6ページ目、(2)に記載の「地域経済の活性化に資する規制緩和等を求めるもの」である。具体的には①産業用地の確保等の事業活動に資する環境整備を求めるもの、②地域の事業者をより迅速・効果的に支援するための見直しを求めるもの、③地域のイノベーション創出・研究支援に資する見直しを求めるものを挙げている。

最後に7ページ目、(3)として「広域リージョン連携の推進に資するもの」を挙げている。広域リージョン連携とは、地域経済・雇用の持続性の観点から、地方公共団体と経済団体や企業・大学等の多様な主体が、産業・観光・交通分野等のプロジェクトについて広域的に連携して取り組むものであり、まずは現在、関西や九州など6つの地域において広域リージョン連携宣言が行われたところである。

今後取組が進んでいく中で、規制の見直しに係る提案が想定される場所であり、具体的には①に記載の現行制度が、各地方公共団体が単独で事務処理を行うことを想定しているため、複数の団体が共同して事務を行う場合に支障が生じ得るもの、②官民連携で事業に取り組もうとする場合に支障が生じるものを挙げている。

最後に、「提案募集の更なる充実に向けた取組」ということで、8ページを御覧いただきたい。

1つ目の〇である。本年も、提案内容と同様の課題がある類似の制度・事務についても、分野横断的な見直しに取り組むこととし、様々な機会を通じて自治体に対し呼びかけ等を行っていく。

2つ目の〇である。行政サービスの維持・確保といった課題に直面している市町村からの提案が重要と考えており、提案を促すため、新たに内閣府主催で自治体職員が自由に参加できるオンライン研修を実施していく。また、ハンドブックや取組・成果事例集等を更新し周知するとともに、新たに分かりやすい4コマ漫画を活用した啓発資料を周知し、効果的な提案検討を促していきたいと考えている。

3つ目の〇については、共同提案・追加共同提案の積極的な検討を引き続き後押ししていく。

関連して参考資料2を御覧いただきたい。⑥に記載をしているとおり、3月6日には地方分権改革シンポジウムを開催する予定である。

詳細は2ページ目に記載をしているが、阿部長野県知事及び本会議の顧問でもある神野東京大学名誉教授に御講演いただく。また、提案募集方式の成果事例としては、提案を例年多く出している愛媛県砥部町と島根県から御紹介いただく予定としている。

ここまで説明させていただいたような内容で令和8年の提案募集を進めさせていただきたい。

資料3の説明を継続する。フォローアップとして、令和6年までの対応方針に記載された継続検討の扱いとなっている案件のうち、特に重要と考えられるものについてである。

まず、令和7年の重点事項となっていた案件のうち、主な案件の状況について説明する。

1番の「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由事務の廃止」についてである。医師、看護師等の国家資格について、当該システムを活用し、免許の申請や免許証の交付などにおける都道府県経由事務の廃止を検討しているものである。

特に説明したい点としては、当面、免許証の交付について、実施方法等の詳細について検討し、令和8年度中に国から直接免許証等の交付を開始する予定となっているところである。

続いて、5番目の「社会福祉主事の任用資格要件の緩和」についてである。

今年度、厚生労働省において、学識経験者及び自治体関係者で構成される検討会を設置し、これまで検討会を3回開催している。検討会では、令和7年3月に実施した自治体への調査結果や提案団体へのヒアリング結果を踏まえ、実務経験の勘案方法等について検討を行っている状況だが、引き続き、検討会等において検討を行うこととなっている。

続いて、特に動きのあったものについて状況を説明させていただく。

7番の「狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進」についてである。

令和8年4月より、手数料を同時徴収するための決済連携機能のサービスが開始される予定ということで、同時徴収が開始される予定となっている。

9番及び10番の「戸籍情報連携システムの利用対象の拡大」についてである。

9番は、都道府県がオンラインによる戸籍電子証明書の公用請求を可能とするよう、法制上の措置を講じることとしたものである。当該仕組みの導入についての意向調査で、複数の都道府県が導入に前向きであることが確認できたため、今後は必要なシステム改修の範囲や経費の算定を行う予定となっている。また、戸籍法改正の調整を進めている。

10番は、都道府県による戸籍証明書等の公用請求について、特定の市町村との合意の下、広域交付の公用請求の仕組みを活用することで、本籍地市区町村でなくとも公用請求を可能とする方策について検討してきたものである。都道府県及び市町村へ意向調査を実施したところ、市区町村の負担が大きいことや、9番のオンライン化する措置によって都道府県の事務負担の軽減が見込めることから、当該方策の実施は見送ることとしている。

以上、引き続き、各案件についてしっかりと進行管理等を行っていきたい。

(市川座長) それでは、皆様からの御意見や御質問をお伺する前に山下議員からのコメントを頂いているので、ポイントだけ紹介させていただく。

基本的にこの募集テーマの方針については賛同いただけるということで、特に広域化、広域リージョン連携に対する視点については非常に評価をいただいている。また、重点募集テーマにおいても、地域経済の活性化に資する規制緩和等について強く賛同いただいている。いずれにしても、官民双方の視点を踏まえた規制緩和を進めていただきたいという御意見である。

それでは、皆様からの御意見等をお伺いしたいと思う。西協議員、お願い申し上げます。

(西協議員) まずは令和8年の提案募集方式の実施について、取りまとめいただき感謝申し上げます。

重点募集テーマ案について、賛成の立場から幾つか発言させていただく。

重点募集テーマ案は、いずれも人口減少や少子高齢化が深刻化する中で、いかに持続可能な地域づくりを進めるかという喫緊の課題に対応するものであり、各自治体がこの課題に正面から向き合い、知恵を出し合う観点からも、大変意義深いものである。

まず、事務処理方法の見直しは、限られた人的資源を有効に活用して、付加価値の高い事務に注力できる環境整備につながることを期待でき、デジタル化は住民の利便性向上や職員の負担軽減だけではなく、地域間格差の是正にも大きく寄与するものと考えている。

3つ目の地域におけるサービスの維持・向上等は、前の2つの合わせ技で実現する場合もあると思うが、現場のより切実な状況を踏まえた提案が期待でき、今後、国と地方の役割分担を検討する上でも有益な情報になり得るのではないかと考えている。

また、広域リージョン連携について、御参考までに関西広域連合の取組を紹介させていただく。

関西の12府県市で構成している関西広域連合は、防災、観光・文化・スポーツ、産業、医療、環境保全など7つの広域事務等に取り組んでおり、昨年10月には、経済団体等と共に関西広域リージョン連携宣言を行った。

具体的なプロジェクトについては現在検討中だが、産業や観光、交通等のほか、インフラの維持・管理分野に取り組むこととしている。これはインフラの老朽化や自治体、とりわけ小規模市町村の土木・建築技術者の深刻な人手不足を背景に取り組むものである。

今後、地域の実情に応じた施策が一層求められてくると思う。今年の提案募集方式においてもより多くの提案が実現できるよう、積極的に進めていただくことをお願いしたい。

次に、地方分権に関する全国知事会としての要望である。全国知事会では、急速に進む人口減少社会において、持続的に行政サービスを提供するため、国と地方の役割分担の適正化や義務付け・枠付けの見直し、計画策定に関する規定の見直しなどについて国へ要望してきた。中でも国と地方の役割分担の適正化については、令和6年度に、有識者を含む地方分権推進特別委員会を開催し議論を重ねてきたところであり、先日設置された第34次地方制度調査会で調査審議されることは大変有り難く思っている。

同時に、国の間接補助事業において、地方に主体的な権限がないにもかかわらず当該事業に一定の責任を引き受けざるを得ないケースとか、国が法令や通知によって全国一律で詳細な基準を定めていることによって、地方の権限で創意工夫ある取組が行われないケースなども存在しており、役割分担の見直しに当たっては、こうした責任と権限の不一致を解消し、抜本的に再構築することが重要であると考えている。

この有識者会議においても、個別の提案だけではなく、横断的な制度改善や、国と地方の役割分担の見直しにつながるような議論ができれば有り難いと考えている。今後も、知事会での議論を共有させていただきながら進めていければと考えている。

(市川座長) ほかに御意見、御質問等、如何か。高橋座長代理、お願い申し上げる。

(高橋座長代理) 知事の御発言にあったように、日本において縮小社会が現実化してきて、ある意味で国・都道府県・市町村の事務や役割分担を本格的に見直す必要があることが明らかになったのではないかと思う。

ただ、その見直しの中で、第1次地方分権改革前と比較して大きく分権化された日本のガバナンスシステムを維持し、発展させていく上で、量から質への転換という視点から取り組んでいくことが極めて重要なのではないかと考えている。

例えば、国の下請のような事務、さらにはルーチン化されて誰でもできるような事務については抜本的に見直し、本当に住民に真に身近な事務に自治体が専ら取り組んでいくといったようなシステム改革を促していくことが極めて重要である。今年の重点テーマにもあったように、国や都道府県や市町村が広域的な観点から共同していくというシステムづくりをしていくことも極めて重要なのではないかと思う。

そのような意味で、量から質への転換を促すためには、ボトムアップ型の再定義に引き続き取り組んでいくことが重要なのではないかと考えており、その意味で、今年の3つの重点テーマは極めて重要である。

(市川座長) 美浦議員、お願い申し上げます。

(美浦議員) 町村から発言をさせていただきたいのだが、人口減少により深刻化する人材不足は、町村部にとって特に喫緊の課題である。先般発足した第34次地方制度調査会においては、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供していくための国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方について、今後議論が進んでいくものと思われる。

このような議論を前提として、そもそも法令等に基づく現行の事務が人口減少社会に適応したものとなっているかを点検する必要がある。その意味において本提案募集の果たす役割は非常に重要なものと考えているので、本年の提案募集においても、現行事務の整理・削減が図られることはもとより、個別の提案への対応にとどまらず、各省庁が提案の趣旨を踏まえて、制度の横断的な見直しが進められることを期待している。

小規模な町村には、提案を作成するための人員も十分に割けない場合が多いため、事務局におかれては、提案団体に対するサポートを引き続き是非お願いしたい。

(市川座長) 三木議員、お願い申し上げます。

(三木議員) 市長会の関係で、私から感謝申し上げます。令和8年の重点募集テーマ3点であるが、この3点は市にとって極めて重要なことであるので、これをまた進めていただきたい。

今までも議論になっているが、国・都道府県・市町村が一体となって横展開すること、それから山下議員がおっしゃったように民間企業との関係、行政と民間との連携をもっと進めていく必要があると思っている。

我々は地域未来投資促進法を活用して産業立地をしたが、これも県と国と市と民間企業との連携で地域未来投資促進法が非常にうまくいったため、民間と行政との連携がこれから重要になる。今までは民間と行政は別

のものだと思っている人が多いのだが、企業も社会貢献を非常に重要視してきているので、そういう面では是非お願いしたいと思う。

それから、「事務処理方法の見直し」「デジタル化」、両方とも持続可能な行政運営のためには極めて重要であるので、またこれを進めていただきたい。

令和8年における地方支援の取組の中で、様々な形で職員の研修等をしていただき、積極的に市の職員が出て自分自身が学び、他の自治体の良い事例をまねしていく、モデルとしていくということも重要であるので、こういう研修の機会等もより充実していただきたい。

また、昨年から続いている案件について、是非継続的に検討していただきたい。障害者施設について、国・県・市との関係で、最終的に業者が不正を行った場合には市が弁償するという、規定自体が非常におかしく、最高裁の判例でも有罪の判決が業者に出ているので、そういうものも含めて、継続的にやっていただくことが大変有り難い。

(市川座長) それでは勢一部会長代理、お願い申し上げます。

(勢一部会長代理) 今回事務局から御説明いただいた方針自体について異存はないので、賛同をしたいと思います。

人口減少が進行する中で、それによって起こる社会の変化にどのように行政が適応していくかということ、これが問われている局面が続いている。そういう点では、現場の声を生かしながら丁寧に制度を修正していくということは大事な取組だと思っている。

重点募集テーマについてコメントをさせていただきたい。

まず、重点募集テーマ①の「事務処理方法の見直し」については、これまでも議論しており、経由事務の廃止であるとか計画業務の効率化など、既に具体的な成果につながっているものが多いと思っている。テーマ②の「デジタル化」にも通ずるところという既に出た御指摘について、私もそのように捉えており、従来の事務処理方法をデジタル社会の標準に見直していくということ、紙ベースをファイルにするのではなく、情報連携というシステムにつなげていくことはとても大事な視点で、これこそ現場の声、どういう形でやったら望ましいスタイルになるのかというお知恵を頂きたいと思っている。

このところ災害級の寒波とか豪雪が続いている。また、今回のように、その中での選挙業務などもある。そういう意味では、突発的であったり緊急を要する業務が自治体の現場には急増していることもある。職員の人材不足も続く中で、住民や地域と向き合う業務に時間を割くためには、通常業務の効率化というのは正に喫緊の課題だと考えている。

3つ目の「地域におけるサービスの維持・向上等」については、こちらも人口減少・少子高齢化を受け、全国的に年々進行してはいるが、その中でも都市部とそれ以外で進度に差がますます開いているような傾向を感じている。

行政サービスの持続可能性という点においては、各地域の実情に見合うサービスの基準をつくっていくことは非常に重要なところだと思うので、こちらも是非現場からお知恵を頂きたいと思っている。

また、広域リージョンについては、先ほど関西広域連合のお話をいただいた。正にこれまでの御経験と知見を是非こちらにも寄せていただき、広域リージョンの議論をさせていただければと思う。西脇知事から力強いお言葉を頂いたこと、心強く感謝している。

最後に、地方実務の現場の疑問や悩みを提案につなげる支援というところ、新しい取組を含めて工夫していただいていること、こちらもお礼を申し上げたい。提案に積極的に取り組む環境整備という意味では、その上

司に当たる幹部職員や首長にも提案募集方式に対する理解と関心を深めていただくということも重要だと思うので、是非こちらにも御尽力願いたい。

(市川座長) 大橋部会長、お願い申し上げます。

(大橋部会長) 昨年に引き続き、デジタル化と人口減少に伴う諸課題について取り組んでいくことは非常に重要だと考えている。また、これに加えて、今年は事務処理方法の見直しに係る課題が追加され、この3本柱の下で課題の解決に当たっていききたい。

このように、デジタル化、人口減少、事務処理方法と、それぞれが独立の重点項目のようにも見えるが、実際には相当重なる部分が多い。これらは全て我が国の現在の基礎自治体が持続可能に住民サービスを維持していくことを可能にするための課題であるという点で、根っこは同じという認識である。

特に美浦町長からあったように、地方自身の現場で人手不足が非常に顕著で、また予算も切迫しているという中で、少ない人員で効率的に事務を処理するためには多くの市民が高齢となり、市庁舎から距離的に離れたお住まいの方も多ということであるとすると、行政サービスにアクセスする上でもデジタルの力を借りることは不可欠であり、そのデジタル基盤の整備は喫緊の課題だと捉えている。現在、国の基盤整備が進んでいる中で、自治体から使いやすいための要望を頂き、使いやすい仕組みを構築できるようにしたい。

第2に、人口が減少している地方部を中心として、人口減少地域の実情に合った形で、現場で知恵を絞って、とにかく現在ある資源を最大限活用して、市民の期待に応えることができるようにする。その上では、全国画一主義を修正して、地域の発展を支えるということを目指すことが重要になってくると思う。西脇知事からあったような義務付け・枠付けは、問題意識を共有しており、全国画一の人員基準、施設運営基準であるとか設備基準、資格要件などについては、柔軟に対応していただけるよう、とりわけ従うべき基準の見直しということを力強く取り組んでいきたい。また、規制緩和を通じて、地域における事業活動を促進して、地域の活性化にも注目して取り組んでいきたい。

3番目に、現在の市町村・都道府県が行っている従前からの事務処理方式を見直すということも重要である。経由事務の廃止や、相当重なった行政計画策定の見直し、国庫補助金の返還方法に関する合理性がない仕組みなどは、これまで当然の前提とされてきた事務処理だが、ここで一旦、原理原則に返って、国と地方公共団体の役割分担とは一体どういうものなのか、本当に地方公共団体が自己の役割として扱うにふさわしい事項なのか、それが効率的なのかということ立ち止まって考えてみるということが非常に大事だと考えている。

また、今までの地方分権の議論の中では、時として自治体間の競争が非常に強調されてきた側面があるのだが、現状から見ると、むしろ現在、市町村が単独で行うことが予定されているようなものについても、広域行政の可能性を模索していく、つまり地域で多様な主体による協調的な執行体制を築くということがとりわけ重要ではないかという認識を持っている。例えば、地方公共交通に関するようなところには課題として顕著に出ており、また、まちづくりの分野でもこうした傾向は見られるように思う。

提案募集方式は、自治体が日々の実務の中、市民との交渉の中で感じている問題点を現場から問題発見して、国に制度改善していただく、現場からの声を基礎としている。そういう意味では、これまで提案がなかった市町村にも、是非この方式の潜在能力を改めて認識していただきたい。一つでも多くの提案が寄せられることが我々の活動の源泉になっているので、よろしくお願い申し上げます。

(市川座長) 足立議員、お願い申し上げます。

(足立議員) まず、本提案募集の整理や制度改正に向けて、これまでの御尽力、御努力に対し、関係者、事務局

の皆様には心より敬意と感謝を申し上げます。

現場の負担軽減に向けて、丁寧に検討を積み重ねてこられたこと、高く評価されるべきだと考えている。私自身も事務局の御方針に全面的に賛同する。

その上で、資料2に示されている重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」、並びに③「地域におけるサービスの維持・向上等」に関連して示されている事務処理の広域化、法人への委託などによる外部化について、意見を申し上げたいと思う。

まず、人口減少下において、外部化による集約化に一定の合理性があることについては、周知の理解かと思う。しかし、その際に自治体の機能の空洞化につながっては本末転倒になる。したがって、任せる部分と自治体が担い続ける部分は戦略的に整理した上で、各自治体が主体的に行える制度設計が不可欠だと考えている。

その理由について次のとおり説明する。具体的には、外部化が必ずしもコスト削減や負担軽減を保障するものではなく、課題が幾つかあるため、そのうちの3つをお伝えしたい。

まず1つ目に、委託費用の増大や管理コストの増加、並びに契約更新時の価格上昇が問題になっている。中長期的に考えた場合に割高になるおそれが今正に直面している状況である。

2つ目としては、ノウハウが自治体に蓄積されていないことが問題になってきている。職員が制度を十分に理解できないまま委託先に依存されてしまう、この固定化が一つ課題になってきている。さらに、自治体については、発注機関への矮小化がリスクになってきている。

そのような中で3つ目、標準化が進むことにより、山間部や過疎地、高齢化地域のような特殊な事情を抱えている地域について、制度設計を反映しにくいことが現実の懸念になってきている。

この点を考えると、今後、単なる外部化の推進をやってしまうと、あまりにも地方公共団体の主体性がなくなってしまう。加えて、実際に外注してした結果、なかなか統治、ガバナンスが利かなくなっていることが明らかになってきている。したがって、この点については、制度設計を進めていく必要がある。

そのようなことを考えると、是非ともその議論を丁寧に、なおかつ実効性の高い提案募集につながるように、私自身も貢献していきたい。

(市川座長) 谷口議員、お願い申し上げます。

(谷口議員) 本年も提案募集に関して御準備を進めていただき、感謝申し上げます。

本日は、重点募集テーマの方針の3つは非常にバランスがよく、網羅的な良いテーマの設定だと思った。

①の「事務処理方法の見直し」は、行政の手続を効率化していく効果を増していくというものだと思うし、②は行政と住民両方に関わる「デジタル化」、これは基礎自治体あるいは様々な地方公共団体が、国あるいは幅広いプラットフォームを利用するという形での効率化、また、住民が直接マイナポータル等を利用することによる効率化が関わっており、行政と住民に両方関わるテーマだと思う。③は、より住民の暮らしや地域に直接関わる「地域におけるサービスの維持・向上等」ということで、3つのテーマのバランスが良いと感じた。

昨今、地方公共団体から言われている大きな課題としての人材不足ということに関して、特に①②の行政の分権、また効率化という守りの分権化というのは非常に重要だと改めて思った。これに対して、③は攻めの分権化というか、地域経済の活性化、あるいは地域の人口減少を食い止める、サービスを維持していくといった問題に関わるものだと感じた。

この中で今回、勢一議員からの社会の実情に合わせた行政の在り方を考えていくべきという視点とも照らし合わせて、今後増えていくと思うのは、AIの活用といったテーマだと思う。今日の資料の重点テーマの②の「デ

デジタル化」の中にも、令和7年の提案の例として、自治体において活用できる生成AIシステムの利用環境の整備を求める提案とあるが、報告書や文書の作成、あるいは情報収集・整理といったところ、非常に重要になっており、議事録なり課題洗い出しなりで事務手続の中で非常に多く使われていると思う。

また、人材不足は、事務職やホワイトカラー的な職ではなく、現場に行きとつか、人に対応するような人材で発生している。生成AI等によって事務職的なものは効率化できるのだが、資格を持った方や技術職が足りておらず、例えばインフラ整備や様々なものを修理したり置き換えていくというインフラの充実あるいは整備・維持に対して、全く人が足りないということはよく聞かれる。

こうしたところについても今後はAIによって、例えば画像判断によって補修箇所を特定化していくとか、あるいは既に行われているように空中からの撮像、画像によって固定資産税のような不動産の価値を計算していくとか、様々な事務処理方法についても、AIを使った事務職、また現場系の作業の効率化をどれだけ正規の手続や正規の業務として認めていくかという提案も今後は増えていくと感じさせられた。

(市川座長) 伊藤議員、お願い申し上げます。

(伊藤議員) 既に御意見いただいたところと重なるが、私からは大きく3点申し上げたい。

1点目は、3つの重点募集テーマのうち、3つ目の「地域におけるサービスの維持・向上等」が目的というか、大きな根本的な維持すべき課題・テーマであると理解している。それに向けてどのような事務の執行方法を考えられるか、あるいはどのような手段が考えられるかといったときに、今までの事務の方法を見直したり、あるいはデジタルを活用するということであるため、この3つの重点募集テーマは相互に関連しており、これらを一体として、提案募集の受付と各府省との交渉に臨んでいきたい。

その際、令和7年の提案募集でも実感したが、人口減少が進み、人手が不足する中で、行政の業務全体を見直していくということは、国も地方も全てコンセンサスが取れているところなのだが、それを具体的にどう執行していくかというときに、国と現場を抱える自治体の側で往々にして認識に違いがある場合がある。そうした点を踏まえると、現場からの声が非常に重要になってくるので、是非今回も多く提案が上がってくることを期待したい。

同時に、事務の執行方法の見直しというのは、自治体だけではなくて国の業務の見直しにもつながるので、各府省に対しても、今までの事務の執行方法が本当にこれからも持続可能なのかどうかということをお聞きしつつ、折衝に当たってきたい。

2点目は、今までの事務の執行方法を見直すときに、往々にしてその基準を緩和したり、見直したりということが提案として出てくる。これ自体は非常に重要なのだが、フォローアップにもあるとおり、各府省の検討会で引き続き検討というのが結構あり、実際にその基準を見直すとなると対立というか意見の相違が出てきてしまうところがある。これについては、各府省の御理解も得つつ、適切なサービスの質あるいは水準とは何かということをお踏まえて検討する必要がある。同時に、そのような検討会を設ける場合も、自治体側の現場の意見が踏まえらるるようには制度設計をしていく必要がある。

最後、既に御意見として出ているが、今回、国と地方の役割分担を見直すことも含めて検討するというところで、第34次地方制度調査会の課題とかなり重なる部分がある。市川座長、谷口議員、私も第34次地方制度調査会に関わっている。今回こちらの提案募集で出てくる提案というのは、国と地方の役割分担を具体的に見直していくときの議論のきっかけあるいは材料になると考えているので、是非こちらの会議と第34次地方制度調査会との間の連携も重視して検討を進めていく必要があると思う。

(市川座長) 宇野構成員、お願い申し上げます。

(宇野構成員) 現場のニーズに基づいた挑戦的な提案がたくさん出てくることが重要と考えている。そのために、様々な支援策に取り組まれているということだが、特に都道府県の役割は重要である。2つ目の〇の④都道府県による市町村の共同提案の支援等々が書かれているが、都道府県の中でどのような取組が行われているのか、それなりにばらつきもあると思うので、何らか成功しているような事例があれば、それを普及していくことも重要だと考えている。

その際、地域の課題に対して、分権や規制緩和の手法を使って、都道府県と市町村が協力・連携して解決に取り組んでいくような行政スタイルの定着を目指していくことが重要だと考えている。

もう一点、分権化を進めていく、あるいは地域課題のためにいろいろな規制緩和をしていくことがあるが、同時に、ある問題やリスクをその地域、市町村が背負っていかねばいけないということにも結びつき、それが提案をすることの障害になることもあると考えている。したがって、中長期的になるかもしれないが、分権化をし、地域の課題に取り組む、人口減少に取り組む、その際にいろいろな制度を変えていくことに伴って生じるリスクを一つの自治体に負わせるということではなく、国全体の制度の中で、事後にそういうリスクをカバーしていくことについて議論されてもよい感じたところである。

(市川座長) 村木議員、お願い申し上げます。

(村木議員) 基本的には重点募集テーマには異論はないので、是非進めていただきたいと思う。

ただ、リスクがどこにあるのかということと、もう一つ、人口減少してきている行政体の中で、離島や半島などの条件不利の地域を抱える課題がそれによってうまく解決できるか、若干状況が違うところもあるかと思うので、その辺りのことも含めて御検討いただけると有り難い。

(市川座長) 他には御意見如何だろうか。

それでは、高橋座長代理、全体を通してどうか。

(高橋座長代理) 皆様のお話をお聞きして、課題意識が非常に共通しているのではないかと思った。

特に、第34次地方制度調査会の話も出たが、第1次地方分権改革が始まった1993年に分権推進決議ができてから既に30年以上たっていて、その中で非常に大きく社会が変わってきた。その社会の変化の中をどうやって、分権化された社会のガバナンスシステムを生かしながら、日本社会を豊かな生き生きとしたものにしていくかという点で、我々は非常に大きな意味があるのではないかと考えている。

第34次地方制度調査会では、国主導で大きく変えているということだと思うが、併せて先生方から御指摘があったように現場の声を生かしながら、具体的な制度設計に落とししていくためには我々の作業も非常に重要なのではないかと考えているので、そういう観点からも引き続きしっかりと頑張っていきたい。

(市川座長) 大橋部会長、如何か。

(大橋部会長) 今までも、デジタルの連携や活用を行ってきた。また、先ほど伊藤議員からお話があったように、地方制度調査会と同じテーマだということであれば、こちらは現場に即した非常に新しい具体的なものもたくさん出てくるので、それを第34次地方制度調査会に提示するというのもできると思う。まだ個別課題の中でいろいろ出てきて、例えば公営住宅の建て替えの問題とかが出てくると、それは国交省住宅局の会議などの問題として、そちらに連携する形で進めるなど、ここに出てきたものを仕分けや橋渡しするということを今まで以上に積極的にしていくということは大事だと思った。したがって、そのような形で、全部ここで背負い込まないで、いろいろなところに問題状況を伝えながら、政府全体としてうまくシステム構築ができるような方向

に持っていくという点については留意したいと考えている。

(市川座長) 本当に多くの御意見を頂き、本会議が長く取り組んできている現場の声を大切にして改善を繰り返していくということが、今回の第34次地方制度調査会の議論にもつながっているのではないかと感じている。

一層高齢化も進んでおり、地方自治の在り方が大きく変わってくる中、本会議やその他の関連する会議は全部つながっているため、もう一度ここで現場の実情をつかみ、それに見合うような仕組みがどうあるべきかということについて議論を重ねていきたいので、今年もどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和8年の提案募集の方針については皆様に御承認いただいたということによろしいだろうか。

(「異議なし」の意思表示あり)

(市川座長) それでは、必要な対応を行った上で、令和8年の提案募集の取組の推進をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

### 3 続いて、議題(2)「その他」に関して、福西内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われた。

(福西参事官) 計画関係について御報告させていただく。参考資料3になるが、これは、1月29日に計画策定等に関するワーキンググループを書面開催し、そこで報告をした資料である。

まず、1ページ目、前回のワーキングで決定をした取組事項4点について、今年度取り組んできた内容を整理したものになる。

1点目は、新規計画の抑制についてである。法令協議等において地方三団体とも情報共有しながら、「ナビゲーション・ガイド」に基づき各省に意見を出しているところである。また、各省の法案を審査する内閣法制局や、議員立法に関わる衆・参法制局にもこの「ナビゲーション・ガイド」の趣旨の御理解を求めるとともに、特に計画が多い省庁にも、この「ナビゲーション・ガイド」の趣旨の周知徹底を図っているところである。

また、7月に地方三団体ヒアリングの際に先生方からも御指摘があったところだが、各省の検討会の段階で自治体の委員が参画しているような場合に、「ナビゲーション・ガイド」の趣旨から意見を出していただくことが効果的ではないかということであり、我々も地方三団体に説明に伺い、「ナビゲーション・ガイド」について、検討会の委員になっている自治体に周知をして、この観点から意見を出していただくようにというお願いを行った。

続いて2点目、これまで見直しがなされていなかった42計画についての取組である。

まず、自治体に意見照会をして、そこから出てきた意見について、各省に検討依頼を出したところである。

また、令和7年提案募集でも、このうち3つの計画について実際に提案があったところであり、それぞれ対応した。

最終的には、34計画について見直し済みまたは策定支援ありと整理されたところであるが、詳しくは次の資料で御説明させていただく。

3点目、既存計画についての見直しである。国の基本方針等の見直しの時期に合わせて、各省に個別にヒアリングを実施しており、見直し等の協議をしているところである。これについては今後も、引き続き実施していきたいと考えている。

最後、4点目である。自治体に取組を促す観点であるが、一体的策定等の情報を載せた法律に基づく計画の一覧表を先日公表している。自治体に一体的策定等が可能であることを周知するとともに、自治体への説明会において計画策定の見直し事例等の優良事例を紹介することで、自治体での取組を促進していきたいと考えているところである。

続いて、2ページ目「計画策定等の見直し等の成果」である。

令和7年度については、先ほど申し上げた見直し未対応計画について集中的に見直しを実施し、各省で見直しがなされた結果や、総務省と共同で、他の自治体と共同で策定可能かの調査を行った結果を反映した結果になっている。具体的な見直し内容等は右側に記載している。

続いて、3ページ目「計画数の推移」についてである。

令和5年3月31日に閣議決定をされた「ナビゲーション・ガイド」に沿った対応を各省に求めているところであり、近年の新規の計画策定については微増という状況である。その中でも、義務や努力義務の計画はほぼ横ばいに推移している状況である。

令和7年の増減については、次の4ページ目に具体的に示している。法令協議の中で、「ナビゲーション・ガイド」に沿った対応を各省に求めており、ここには表れていないが、実際に協議の中で計画の形式が見直されたものもあるが、結果的には7計画増加している状況である。

資料の説明は以上であるが、引き続き、事務局として新規計画の抑制、既存計画の定期的な見直しを実施していきたいと考えているところである。

#### 4 最後に、稲原内閣府地方分権改革推進室長から以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(稲原室長) 本日は、非常に熱心に様々コメントをいただき、感謝申し上げます。

どれも我々が今後、令和8年のスケジュールを進めるに当たって、その道しるべになるべきコメントを頂戴したと思っている。

大切なのは、地方公共団体に、そういう大きな文脈の中で取り組み始めていることを共有できるように心がけたいと思っている。今まで取り組んできた内容とあまり変わらないよねということではなく、実はこういう意味があるのだということをお互い、国の立場、内閣府としても、地方公共団体の立場としても御納得いただき、結局は持続可能な地方行政のために国・地方の役割分担の見直しも含めてやっていくことが量から質への転換につながるのだということ、かなり時間がかかる取組かもしれないが、留意して事務局としては対応していきたいと思っている。

本日は誠に本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

(以上)

(文責 事務局 速報のため事後修正の可能性あり)